

(表2)市民参加条例第4条第2項に該当する案件(令和2年度)

No.	案件名	第4条第2項の該当理由	特記事項	担当課
	該当なし			

(市民参加の対象)

第4条 市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、市民参加を求めるものとする。

(1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(3) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更

(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

(1) 条例の改正又は計画の変更で、その内容が軽易なもの

(2) 緊急に行わなければならないもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの

(4) 市長等の内部の事務処理に関するもの

(5) 市長等の裁量の余地がないと認められるもの